連番	質問項目 (要領頁)	質問内容	回答
1	P10 土地・建物の維持管 理・修繕関係	空調設備は、新しく更新されているものか。 メンテナンスは行っているのか。不具合はど	空調設備は、平成16年の竣工時から更新していません。平成28年度までは、空調設備のメンテナンスパックで定期的な点検を行っておりました。現在は、メンテナンスパック期間が終了し、点検日の現況を確認するスポット点検を実施しています。空調設備の不具合は、発生次第適宜対応しています。修繕状況は【参考資料6】「修繕実績一覧(平成29年度から令和2年度7月)」をご参照ください。
2	P6 ③ 給食の提供	『市委託事業も利用することを踏まえ』、とありますが、民営化後も、一時保育室及び支援センターの給食等の調理を実施するという認識でよろしいか?	

3	同上	上記が該当する場合、食材料費・人件費等については、どのような取り扱いになるか、ご提示下さい。また、万が一、食中毒等が発生した場合は、どちらの保険での対応になるかなど、現状想定されている対応方法をご提示下さい。	現在、一時保育室は保育利用1回につき利用料のうち食事代(昼食及びおやつの食材料費)200円を徴収し、受託職員は保育所職員1食分の料金(食材料費)と同額を設定し1か月分をまとめて口座引き落としにより徴収しています。 給食業務は保育所が実施するものであり、今回は保育所の新設ではなく、各事業も継続しながら園を引き継ぐことを踏まえ、同等の取扱・仕組みを想定しています。食中毒等は、その発生状況により責任の所在が異なるものと認識しております。しかしながら、一時保育室等で発生した場合は保育所内での発生が想定されますので基本的には設置・運営事業者側の保険適用を想定しています。
4	P7⑬ 給食業務引継ぎ	食事の提供については、保育所が提供するサービスとして大変重要な内容であると考えております。その内容について、『受託業者より引き継ぐ』となっていますが、保育園を含む3者ではなく、2者での引継ぎとの認識でよろしいか?	給食業務を委託しているため受託者より引き継ぎますが、当然 個々の児童にも深く関係するため引き継ぎの際は保育園責任者等 を含めたものとなります。

5		う理解でよろしいか?令和2年度及び令和3年度中に設定予定がある場合は、施設名をご	お見込みのとおりです。 なお、現在は公設公営保育所として市全体の利用調整機能を担っており、令和3年度まで連携施設の設定予定はありません。 令和4年度以降の適用を前提に市内地域型保育事業所と協定を締結し連携施設の役割を行っていただくことを想定しています。
6	P10 維持管理	『土地・建物のすべてに関する維持管理及び 修繕は、設置・運営事業者が行う』とありま すが、保育園専有部分以外の一時保育室およ び支援センター、供用部分についても運営事 業者が管理するとの解釈でよろしいか?	お見込みのとおりです。
7			電気・ガス・水道それぞれの年間実績額に【参考資料15-5】面 積按分面積計算の最終頁に示す「支援+一時」の行中、黄色セル に記載した割合37.3%を乗じて得た額の相当額を市が負担しま す。

8	P12	個人情報について、『在園児保護者の同意を得られた場合において、引き渡す』とありますが、この場合の個人情報の項目について、具体的にご提示下さい。また、在園児保護者へ同意を得るのは、和光市が実施すると解釈でよろしいか?	育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込書」「家庭状況 票」「就労(予定)証明書」等のそれぞれの写し)を提供します。 (和光市ホームページ「保育園・小規模保育事業所 入園・入所 案内」で公表済み。)
---	-----	---	---